

平成 19 年 7 月 27 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

東京グロースリート投資法人

代表者名 執行役員 角替 隆志

東京都千代田区九段北四丁目 1 番 9 号

(コード番号 : 8963)

投資信託委託業者名

グロースリート・アドバイザーズ株式会社

代表者名 代表取締役社長 芝辻 直基

問合せ先 取締役運用管理部長 大塚 雅一

(TEL 03-3238-5341)

資産運用委託契約の一部変更に関するお知らせ

本投資法人は、平成 19 年 7 月 27 日、本投資法人が資産の運用を委託する投資信託委託業者であるグロースリート・アドバイザーズ株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）と平成 14 年 1 月 14 日に締結した資産運用委託契約（その後の変更を含みます。）について、下記のとおり変更することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

本投資法人のポートフォリオ拡大に伴い、資産運用会社との資産運用報酬の額及び支払に関する基準を見直し、これを変更するものです。なお、係る変更により資産運用会社の業務内容や提供するサービス水準に一切の変更が生ずるものではありません。

2. 変更の内容

変更点は下記のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
<p>第 7 条</p> <p>本投資法人に対する報酬は、運用報酬 1、<u>運用報酬 2</u> 及び取得・譲渡報酬とし、具体的な金額又は計算方法ならびに支払い時期は以下のとおりとする。</p> <p>(1) <u>運用報酬 1</u></p> <p>本投資法人の運用する資産の月末<u>純資産額</u>に応じて、以下の料率を乗じた金額の合計額を 12 で除した金額 (1 円未満切捨て) を月額報酬とし、<u>毎月末から 1 ヶ月以内に支払う。</u></p> <p><u>100 億円以下の部分に対して 1.0%</u></p> <p><u>100 億円超 300 億円以下の部分に対して 0.8%</u></p> <p><u>300 億円超 500 億円以下の部分に対して 0.6%</u></p> <p><u>500 億円超の部分に対して 0.5%</u></p>	<p>第 7 条</p> <p>本投資法人に対する報酬は、運用報酬、<u>取得報酬</u>及び譲渡報酬とし、具体的な金額又は計算方法ならびに支払い時期は以下のとおりとする。</p> <p>(1) <u>運用報酬</u></p> <p>本投資法人の運用する資産の月末<u>総資産額</u>に応じて、以下の料率を乗じた金額の合計額を 12 で除した金額 (1 円未満切捨て) を月額報酬の<u>上限として、3 月、6 月、9 月及び 12 月の各末日を最終日とする各四半期毎に、当該四半期末日経過後 2 箇月以内に支払う。</u></p> <p><u>500 億円以下の部分に対して 0.43%</u></p> <p><u>500 億円超 1,000 億円以下の部分に対して 0.33%</u></p> <p><u>1,000 億円超の部分に対して 0.23%</u></p>



変更前	変更後
<p><u>(2) 運用報酬 2</u> 本投資法人の決算期間ごとに計算される運用報酬 2 控除前の分配可能金額（本投資法人の規約第 17 条に定めるものをいいます。）に対し、3% を上限として役員会が決定した料率を乗じた金額（1 円未満切捨て）を決算日後 3 ヶ月以内に支払う。</p> <p><u>(3) 取得・譲渡報酬</u> 本投資法人が運用の対象たる不動産等及び信託の受益権その他資産の裏付けとなる不動産等を取得又は譲渡した場合、その売買代金（建物に係る消費税相当分を除く）の 0.5% を上限とした金額を、当該資産を取得又は譲渡した日の属する月の翌月末までに支払う。 (新設)</p> <p>(4) 支払い方法等 (記載省略)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>(2) 取得報酬</u> 本投資法人が運用の対象たる不動産等及び信託の受益権その他資産の裏付けとなる不動産等を取得した場合、その売買代金（建物に係る消費税相当分を除く）の 0.5% を上限とした金額を、当該資産を取得した日の属する月の月末後 3 箇月以内に支払う。</p> <p><u>(3) 譲渡報酬</u> 本投資法人が運用の対象たる不動産等及び信託の受益権その他資産の裏付けとなる不動産等を資産運用会社の媒介により譲渡した場合、その売買代金（建物に係る消費税相当分を除く）の 0.5% を上限とした金額を、当該資産を譲渡した日の属する月の月末後 3 箇月以内に支払う。</p> <p>(4) 支払い方法等 (現行どおり)</p>

2. 変更実施日

本変更契約は平成 19 年 9 月 20 日又は本変更契約締結後最初に開催される本投資法人の投資主総会において、本投資法人の規約の変更が承認された時点をもって効力が発生するものです。

以 上

- * 本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- * 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.tgr-inv.co.jp/>